

六 第 42 条の 7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	
<p>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42 の 7-15</u> <u>42 の 6-15</u> 及び <u>42 の 6-16</u> の取扱いは、措置法第 42 条の 7 第 3 項の規定の適用について準用する。</p> <p>(<u>税額控除の適用を受けた法人の意義</u>)</p> <p><u>42 の 7-16</u> 措置法第 42 条の 7 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた法人」には、当該事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 68 条の 12 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 7-17</p> <p>.....<u>42 の 4(3)-4</u>.....</p>	<p>(<u>税額控除の適用を受けた法人の意義</u>)</p> <p><u>42 の 7-15</u> 措置法第 42 条の 7 第 6 項に規定する「第 3 項の規定 (……) の適用を受けた法人」には、当該事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) においては同条第 3 項の規定 (同法第 68 条の 12 第 3 項の規定を含む。) による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> <p>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42 の 7-16</u> <u>42 の 6-16</u> 及び <u>42 の 6-17</u> の取扱いは、措置法第 42 条の 7 第 3 項の規定の適用について準用する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 7-17</p> <p>.....<u>42 の 4-11</u>.....</p>

七 第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42 の 9-1342 の 4(3)- 4.....	(申告に係るその控除を受けるべき金額) 42 の 9-1342 の 4-11.....

八 第 42 条の 10 《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用) 42 の 10-11 42 の 6-15 及び 42 の 6-16 の取扱いは、措置法第 42 条の 10 第 3 項の規定の適用について準用する。 (申告に係るその控除を受けるべき金額) 42 の 10-1342 の 4(3)- 4.....	(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用) 42 の 10-11 42 の 6-16 及び 42 の 6-17 の取扱いは、措置法第 42 条の 10 第 3 項の規定の適用について準用する。 (申告に係るその控除を受けるべき金額) 42 の 10-1342 の 4-11.....

九 旧第 42 条の 11 《情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (廃 止)	第 42 条の 11 《情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 <u>(事業年度のうちにおいて特定事業者等に該当しなくなった場合の適用)</u> <u>42 の 11-1 法人が事業年度の指定期間 (措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する指定期間をいう。以下同じ。) 内の中途において措置法令第 27 条の 11 第 1 項</u>

改 正 後	改 正 前
	<p>に規定する特定事業者等に該当しないこととなった場合においても、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものの取得若しくは製作（以下「取得等」という。）をして事業の用に供したとき又は賃借をして事業の用に供したとき（事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているときに限る。）には、措置法第42条の11第1項、第2項、第3項若しくは第6項又は第7項若しくは第9項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(1) <u>措置法第42条の11第1項に規定するソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）</u> <u>その特定事業者等に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供していたソフトウェアの取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第27条の11第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定事業者等のソフトウェアに係る金額（70万円）又は同条第10項若しくは第13項に規定する特定事業者等のソフトウェアに係る金額（100万円）以上である場合の当該ソフトウェア</u></p> <p>(2) <u>措置法第42条の11第1項に規定する情報通信機器等（ソフトウェアを除く。以下「ソフトウェア以外の情報通信機器等」という。）</u> <u>その特定事業者等に該当していた指定期間内に取得等又は賃借をして事業の用に供していたソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第27条の11第1項、第2項若しくは第5項に規定する特定事業者等のソフトウェア以外の情報通信機器等に係る金額（140万円）又は同条第10項若しくは第13項に規定する特定事業者等のソフトウェア以外の情報通信機器等に係る金額（200万円）以上である場合の当該ソフトウェア以外の情報通信機器等</u></p> <p>(注) <u>法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウェアの取得価額の合計額が、措置法令第27条の11第1項、第2項又は第5項に規定する特定事業者等以外の法人のソフトウェアに係る金額（600</u></p>

万円) 以上である場合の当該ソフトウェアについては、そのソフトウェアのすべてが対象となる。

法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していたソフトウェア以外の情報通信機器等についても、同様とする。

(廃 止)

(取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」)

42 の 11-2 ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する 600 万円以上若しくは 140 万円以上又は 600 万円以上若しくは 70 万円以上であるかどうかについては、措置法規則第 20 条の 5 の 2 第 1 項各号に掲げるもの(令第 133 条若しくは第 133 条の 2 の規定の適用を受けるもの又は措置法第 67 条の 8 の規定の適用を受けるものを除く。)を措置法規則第 20 条の 5 の 2 第 1 項第 1 号から第 8 号までの情報通信機器等と同項第 9 号の情報通信機器等とに区分し、それぞれの取得価額の合計額により判定する。この場合、その取得価額基準を満たす情報通信機器等については、その区分ごとに、措置法第 42 条の 11 第 1 項又は第 6 項のいずれかの規定を適用することに留意する。

措置法令第 27 条の 11 第 2 項、第 5 項、第 10 項又は第 13 項に規定する合計額の判定においても、同様とする。

(注) 上記のそれぞれの区分ごとにその区分に属する特定情報通信機器等(措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する特定情報通信機器等をいう。)又はリース情報通信機器等(同条第 7 項に規定するリース情報通信機器等をいう。)の一部について同条第 1 項若しくは第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受けた場合には、各区分に属するそれ以外のものについて措置法第 53 条各号に掲げるその他の規定を適用することはできないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした情報通信機器等の取得価額)</u></p> <p><u>42の11-3</u> ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第27条の11第1項に規定する600万円以上若しくは140万円以上又は600万円以上若しくは70万円以上であるかどうかを判定する場合において、そのソフトウェア以外の情報通信機器等又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>措置法令第27条の11第2項又は第5項に規定する合計額の判定においても、同様とする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42の11-4</u> 措置法第42条の11第1項に規定する法人が、その取得等又は貸借をした情報通信機器等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報通信機器等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報通信機器等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p> <p><u>(注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した情報通信機器等につき措置法第42条の11第1項から第3項まで又は第6項、第7項若しくは第9項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42の11-5</u> 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソ</p>

ソフトウェアの取得価額として措置法第 42 条の 11 第 1 項、第 2 項又は第 6 項の
規定の適用があるものとする。

(廃 止)

(附属機器等の同時設置の意義)

42 の 11-6 措置法規則第 20 条の 5 の 2 第 1 項各号において本体と同時に設置す
ることを条件として情報通信機器等に該当する旨の定めのある附属の機器等に
は、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属
の機器等が含まれるものとする。

(廃 止)

(情報通信機器等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42 の 11-7 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項(同法第 68 条の 15 第 1 項を含む。)
に規定する特定情報通信機器等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事
業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 42 の 11
-7 において「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定情報通信
機器等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当
該値引きのあった特定情報通信機器等に係る措置法第 42 条の 11 第 6 項(同法
第 68 条の 15 第 6 項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものと
する。

(廃 止)

(物品賃貸業の意義)

42 の 11-8 措置法第 42 条の 11 第 7 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は
多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業
を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p><u>42 の 11-9 リース契約 (措置法令第 27 条の 11 第 9 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 42 の 11-11 までにおいて同じ。)に係る情報通信機器等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報通信機器等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u></p> <p><u>42 の 11-10 情報通信機器等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 27 条の 11 第 9 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p><u>42 の 11-11 法人が賃借するソフトウェア以外の情報通信機器等に係る措置法令第 27 条の 11 第 10 項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該情報通信機器等に係るソフトウェアの費用 (当該情報通信機器等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報通信機器等の引取運賃等はその総額に含まれないことに留意する。</u></p>

(廃止)	<p><u>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</u></p> <p><u>42の11-12</u> 措置法第42条の11第11項第1号に規定する「第7項の規定(…の適用を受けた法人)には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第7項の規定(同法第68条の15第7項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u></p> <p><u>42の11-13</u> 42の6-16及び42の6-17の取扱いは、措置法第42条の11第7項の規定の適用について準用する。</p>
(廃止)	<p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>42の11-14</u> 措置法第42条の11第15項及び第16項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4-11の取扱いを準用する。</p>

十 第42条の11(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の11(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p>	(新設)
<p><u>(事業年度中途において資本金等の増加があった場合の適用)</u></p>	(新設)
<p><u>42の11-1 法人が事業年度の指定期間(措置法第42条の11第1項に規定する</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>指定期間をいう。以下同じ。）内の中途において資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（以下「資本金等1億円以下法人」という。）に該当しないこととなった場合においても、その資本金等1億円以下法人に該当していた指定期間内に取得若しくは製作（以下「取得等」という。）又は賃借をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第27条の11第1項又は第6項に規定する300万円以上又は420万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等（賃借に係る情報基盤強化設備等については、事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。）には、措置法第42条の11第1項から第3項までの規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>法人が資本金の額又は出資金の額が10億円以下の法人に該当していた指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が3,000万円以上である場合の当該情報基盤強化設備等についても、同様とする。</u></p> <p><u>(注) 法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が、1億円以上である場合の当該情報基盤強化設備等については、その情報基盤強化設備等のすべてが対象となる。</u></p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42の11-2 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第42条の11第1項又は第2項の</u></p>	<p>(新 設)</p>

規定の適用があるものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

42の11-3 措置法規則第20条の5の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(新 設)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の11-4 措置法第42条の11第1項に規定する法人が、その取得等又は賃借をした情報基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報基盤強化設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報基盤強化設備等は当該法人の営む事業の用に供したものであるものとして取り扱う。

(新 設)

(注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した情報基盤強化設備等につき措置法第42条の11第1項から第3項までの規定の適用を受けることができないことに留意する。

(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)

42の11-5 情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第27条の11第1項に規定する1億円、3,000万円又は300万円であるかどうかを判定する場合において、その情報基盤強化設備等が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(情報基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の11-6 法人が措置法第42条の11第1項(同法第68条の15第1項を含む。)に規定する情報基盤強化設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の11-6において「供用年度」という。)後の事業年度において当該情報基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった情報基盤強化設備等に係る措置法第42条の11第2項(同法第68条の15第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(物品賃貸業の意義)</u></p> <p><u>42の11-7 措置法第42条の11第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p><u>(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u></p> <p><u>42の11-8 リース契約(措置法令第27条の11第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の11-10までにおいて同じ。)に係る情報基盤強化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報基盤強化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(リース費用の均等支払の判定)

(新 設)

42の11-9 情報基盤強化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の11第5項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(リース費用に含まれない費用)

(新 設)

42の11-10 措置法令第27条の11第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、情報基盤強化設備等に係るリース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報基盤強化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。
(ii) ソフトウェアの費用は、措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げるソフトウェアに係るものに限られることに留意する。

(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)

(新 設)

42の11-11 42の6-15及び42の6-16の取扱いは、措置法第42条の11第3項の規定の適用について準用する。

(税額控除の適用を受けた法人の意義)

(新 設)

42の11-12 措置法第42条の11第6項に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の15第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除

改 正 後	改 正 前
<p>に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の11-13 措置法第42条の11第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4(3)-4の取扱いを準用する。</p>	(新 設)

十一 第42条の12《教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の12-442の4(3)-4.....</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42の12-442の4-11.....</p>

十二 第43条《特定設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 (1) (2)措置法令第28条第7項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)-2</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>43(1)-1 (1) (2)措置法令第28条第10項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>43(1)-2</p>

.....措置法令第 28 条第 8 項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

43(1)-3措置法第 43 条第 1 項の表の第 1 号及び第 2 号.....
.....

(取得価額の判定単位)

43(1)-4
.....300 万円以上又は 230 万円以上.....

(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)

43(1)-5
.....300 万円以上又は 230 万円以上.....

(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)

43(2)-1告示別表一及び別表二.....

(中小企業者等以外の法人であるかどうかの判定の時期)

43(2)-1 の 2措置法令第 28 条第 2 項.....

(新增設設備の範囲)

43(2)-1 の 3 措置法令第 28 条第 2 項.....
.....同条第 3 項.....同条第 2 項.....同条第 3
項.....
(1)
(2)

.....措置法令第 28 条第 11 項.....

(附属機器等の同時設置の意義)

43(1)-3措置法第 43 条第 1 項の表の第 1 号、第 3 号及び第 4 号.....
.....

(取得価額の判定単位)

43(1)-4
.....300 万円以上、230 万円以上又は 150 万円以上.....

(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)

43(1)-5
.....300 万円以上、230 万円以上又は 150 万円以上.....

(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)

43(2)-1告示別表一、別表三及び別表四.....

(中小企業者等以外の法人であるかどうかの判定の時期)

43(2)-1 の 2措置法令第 28 条第 3 項.....

(新增設設備の範囲)

43(2)-1 の 3 措置法令第 28 条第 3 項.....
.....同条第 4 項.....同条第 3 項.....同条第 4
項.....
(1)
(2)

改 正 後	改 正 前
<p>(注) ……<u>措置法規則第 20 条の 6 第 2 項第 2 号ロ</u>……………</p> <p>(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)</p> <p>43(2)-2 ……</p> <p>……………<u>ばい煙処理用等設備</u>……………</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)-1 <u>措置法令第 28 条第 5 項</u>……………</p> <p>(注) ……</p>	<p>(注) ……<u>措置法規則第 20 条の 6 第 3 項第 2 号ロ</u>……………</p> <p>(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)</p> <p>43(2)-2 ……</p> <p>……………<u>ばい煙処理用施設又はばい煙処理用等設備</u>……………</p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>43(3)-1 <u>措置法令第 28 条第 7 項</u>……………</p> <p>(注) ……</p>
(廃 止)	第 4 款 航空機
(廃 止)	<p><u>(航空機の範囲)</u></p> <p>43(4)-1 <u>措置法第 43 条の規定の適用を受ける航空機の範囲には、法人が指定して機内に装備する措置法令第 28 条第 9 項かつこ書に規定する部品及び装備品は含まれないのであるが、航空機本体の購入契約においてあらかじめ当該航空機本体に標準装備することとされる部品及び装備品は含まれることに留意する。</u></p>

十三 第 43 条の 3 《保全事業等資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定認定法人の株式保有割合等の判定の時期)</p> <p>43 の 3-1 ……</p> <p>……………その<u>発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額又は拠出され</u></p>	<p>(特定認定法人の株式保有割合等の判定の時期)</p> <p>43 の 3-1 ……</p> <p>……………その<u>発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の</u></p>

た金額の4分の1以上が地方公共団体により所有され、若しくは出資され、又は
 抛出をされている法人……………

(注) 認定法人の発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額又は抛出された
 金額の4分の1以上が2以上の地方公共団体により所有され、若しくは出資
 され、又は抛出をされている場合であっても、……………

4分の1以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは
 抛出をされている法人……………

(注) 認定法人の発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出された金額の4
 分の1以上の数又は金額が2以上の地方公共団体により所有され、又は出資
 若しくは抛出をされている場合であっても、……………

十四 第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は 運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44-1 ……措置法令第28条の4第3項…………… ……措置法第44条第1項の表の第1号の第3欄に掲げる減価償却 資産(以下「動力消防ポンプ等資産」という。)……</p> <p>(動力消防ポンプ等資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……動力消防ポンプ等資産…………… ……動力消防ポンプ等資産…………… (注) ……</p> <p>(特定建築物の部分の意義)</p> <p>44-3 措置法第44条第1項の表の第2号の第3欄に掲げる特定建築物の部分 は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第10条に規定する計画の認定を受け た計画に係る建築物につき、当該計画に基づき同法第2条第2項に規定する耐 震改修のための工事が行われた部分に限られるのであるから、例えば、当該耐 震改修のための工事と同時に行った他の工事に係る部分は、これに該当しない。</p>	<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる施設又は事業の管理又は 運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>44-1 ……措置法令第28条の4第1項…………… ……措置法第44条第1項に規定する地震防災対策用資産…………… ……</p> <p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……同項に規定する地震防災対策用資産…………… ……地震防災対策用資産…………… (注) ……</p> <p>(新 設)</p>